

クレジット:

UTokyo Online Education 東京大学朝日講座 2016 小林真理

ライセンス:

利用者は、本講義資料を、教育的な目的に限ってページ単位で利用することができます。特に記載のない限り、本講義資料はページ単位でクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止 ライセンスの下に提供されています。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等を本講義資料から切り離して利用することはできません。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。



地域の文化環境と地方自治体の役割

守るべきものと変えるべきもの

小林 真理

(人文社会系研究科文化資源学研究専攻)

2016年11月18日

朝日講座

自己紹介

- 今の研究・教育は、文化政策の理念、理論の研究、文化行政制度の立案・改革と実践、関連する制度運用のための支援、文化政策実施のための環境整備。
- 文化を振興、発展、普及するための環境整備の一貫として、文化政策を研究している。

日本国憲法第25条(1946年)

すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

文化政策とは何か

- Quality of Life の支援
- 人間としてのよりよい生き方、よりよい生活の仕方、暮らし方の支援（個人の問題と、集団・地域の問題）
- 文化は権利なのです。（世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約、文化芸術振興基本法）
- 緊急性は認識されない（したがって、公共政策のカタログでは優先順位は低い）。

守るべき伝統・歴史・(生活)文化と、人々の可能性を拓く窓としての新しい芸術・文化の両方が、持続可能な地域を考える場合に必要なのではないか。

その場合に、地方自治体は何をすればいいのか。

世界人権宣言の文化権

- ・ 世界人権宣言(1948年)(国連第3回総会)

第27条 文化生活に関する権利

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する

世界人権宣言は、1~20条が自由権的規約、22~27条が社会権的規約

国際人権規約の文化権

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権規約A規約・社会権規約) (1966年採択、1976年発効、日本は1979年批准)

第15条 文化への権利

1. この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。
 - a. 文化的生活に参加する権利
 - b. 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
 - c. 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利
- 2, ~4(略)

国際人権規約は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権規約B規約)から構成されている。

子どもの権利条約の文化権

- ・ 子どもの権利条約(1989年国連で採択、日本では1994年発効)

第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加

1. 締約国は、休息及び余暇についての子どもの権利並びに子どもがその年齢に適したレクリエーション活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める
2. 締約国は、子どもが文化的及び芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する

文化芸術振興基本法(2001年)

第2条(基本理念)

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

文化政策を取り巻く環境変化(1)

- 第1期:文化＝個人の学び、という発想(戦後～1980年くらいまで):社会教育・ユネスコの流れを受けて「生涯学習」へ。
- 第2期:文化を、地域や社会を豊かにするものとして活用するという発想:文化施設建設と経済効果
(1980年～1990年半ば)

文化政策を取り巻く環境変化(2)

- 第3期:文化政策の方針・評価等の可視化・実効性の担保の要請期(2000年代)
- 第4期:文化で、社会問題(行政内の意識の問題、経済・社会的弱者、地域・産業衰退等)を解決しようとする発想(とくに2011年以降)

第1期～第2期

- 理念、理想は優れたものであったと思うが、ハード建設がメインになってしまった。(公民館、生涯学習センター、博物館、美術館、文化会館等々)
- また成果が見えにくい、あるいは成果が共有されていないことが露呈することになった(行革、事業仕分け、文化施設建設に対する反対運動等)。

区 分	計	公民館 (類似施設含む)	図書館 (同種施設含む)	博物館		青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育施設	民間体育施設	[施設]	
				博物館	博物館 類似施設					文化会館	生涯学習 センター
平成8年度	88,684	18,545	2,395	985	3,522	1,319	225	41,997 (…)	18,141 (…)	1,549	…
平成11年度	94,277	<u>19,063</u>	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554 (…)	17,731 (…)	1,751	…
平成14年度	94,392	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321 (27,943)	16,811 (11,551)	1,832	…
平成17年度	<u>94,998</u>	18,182	2,979	1,196	4,418	<u>1,320</u>	183	<u>48,055</u> (27,800)	16,781 (11,121)	1,885	…
平成20年度	94,540	16,566	3,165	1,248	<u>4,527</u>	1,129	<u>380</u>	47,925 (27,709)	17,321 (11,141)	<u>1,893</u>	384
平成23年度	91,221	15,399	<u>3,271</u>	<u>1,262</u>	4,485	1,048	375	47,571 (27,469)	15,531 (10,261)	1,866	<u>409</u>
増減数	△ 3,319	△ 1,167	106	14	△ 42	△ 81	△ 5	△ 354	△ 1,790	△ 27	25
伸び率(%)	△ 3.5	△ 7.0	3.4	1.1	△ 0.9	△ 7.2	△ 1.3	△ 0.7	△ 10.0	△ 1.4	6.5

出典:「平成23年度社会教育調査」(文部科学省) 表1
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekk_a/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/04/16/1334547_02.pdf

平成23年度社会教育調査

(最新の調査結果平成27年度はまだ公開されていない)

本調査対象施設の施設内容別内訳（設置団体回答数）

延べ 施設数			ホール計	美術館	練習場 ・創作工房	不明 (未回答)
	専用 ホール	その他 ホール				
3,948	1,490	1,566	3,056	638	233	21
100.0	37.7	39.7	77.4	16.2	5.9	0.5

有効回答数（施設回答数）

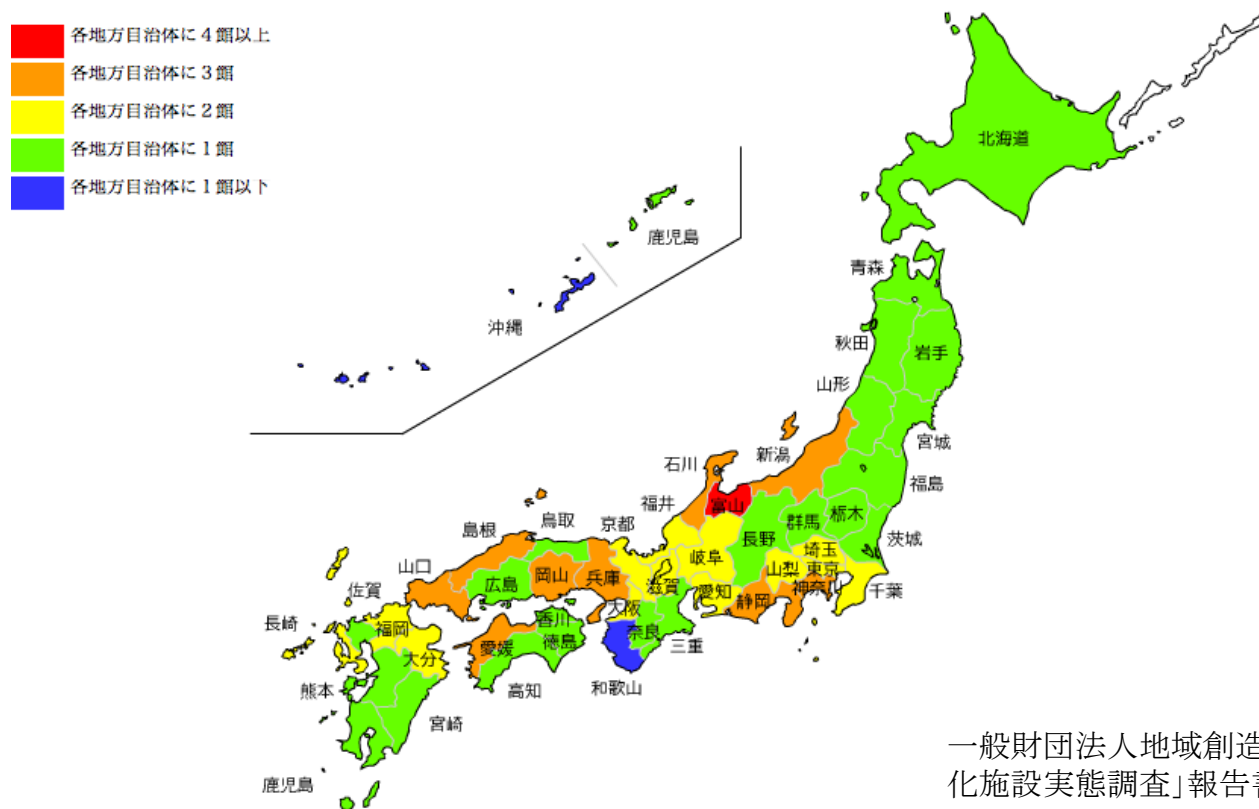
館数	延べ 施設数			ホール計	美術館	練習場 ・創作工房
		専用 ホール	その他 ホール			
3,416	3,772	1,452	1,483	2,935	608	229
	100.0	38.5	39.3	77.8	16.1	6.1

※表の上段は回答数、下段は%を示す(以下同様)。

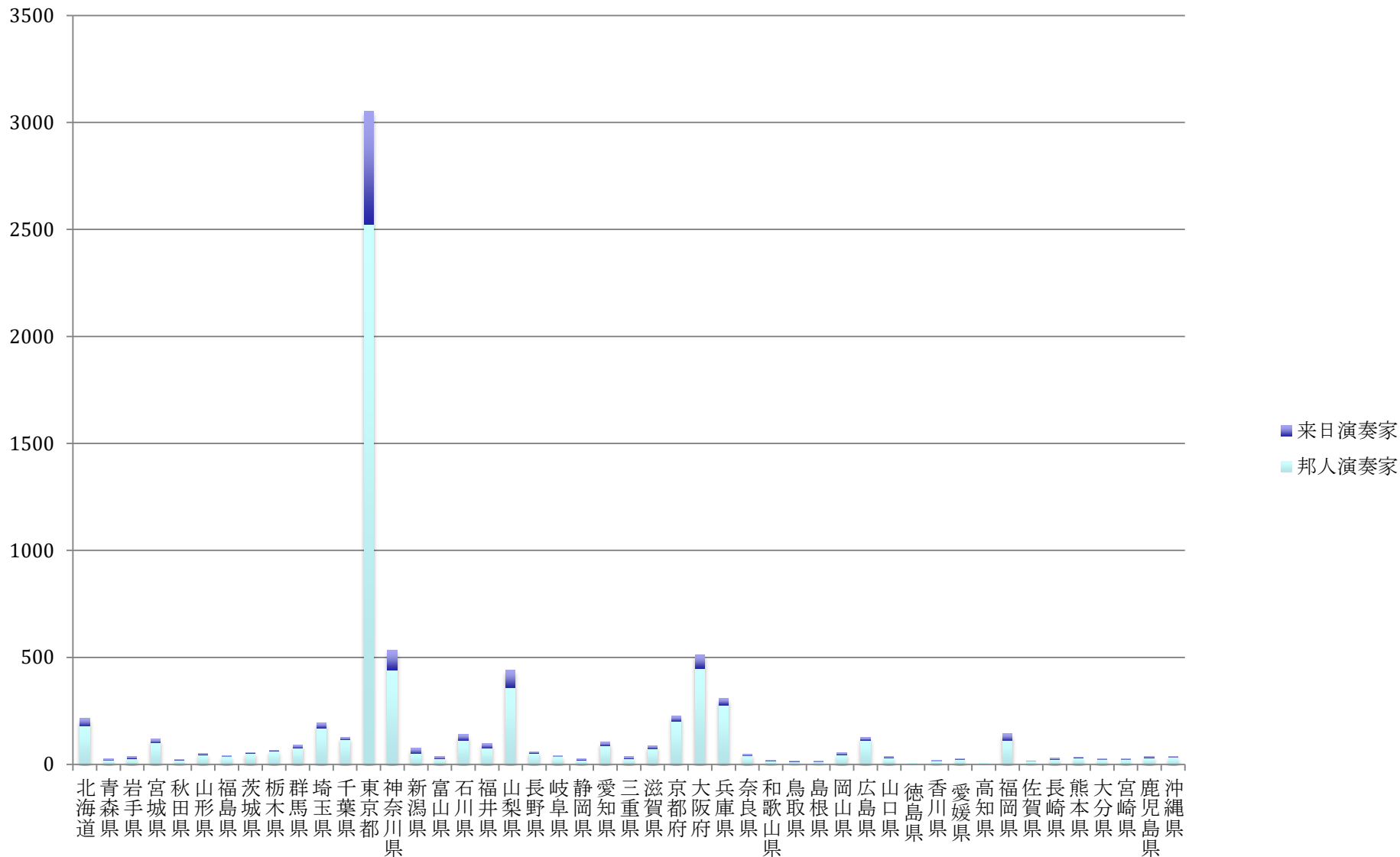
一般財団法人地域創造「平成26年度地域の公立文化施設実態調査」報告書、p.4より。

(<http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/026/index.php>)

文化施設設置状況 (文化会館、美術館、創作工房等)



地域創造の調査によれば、沖縄県と和歌山県を除いて、各地方自治体に何らかの文化施設が1つは存在するという状況がある。

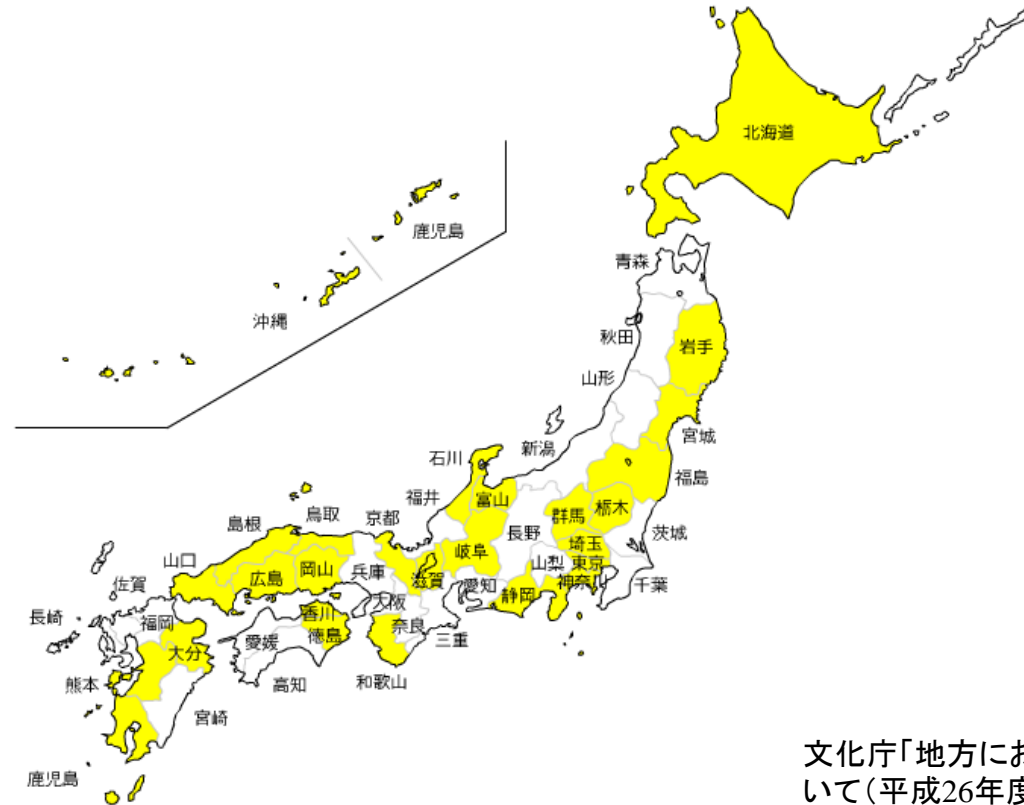


『演奏年鑑2016』より作成。
(オーケストラ、室内楽、ピアノ、歌劇等)

第3期 文化政策の方針の可視化・ 実効性の担保

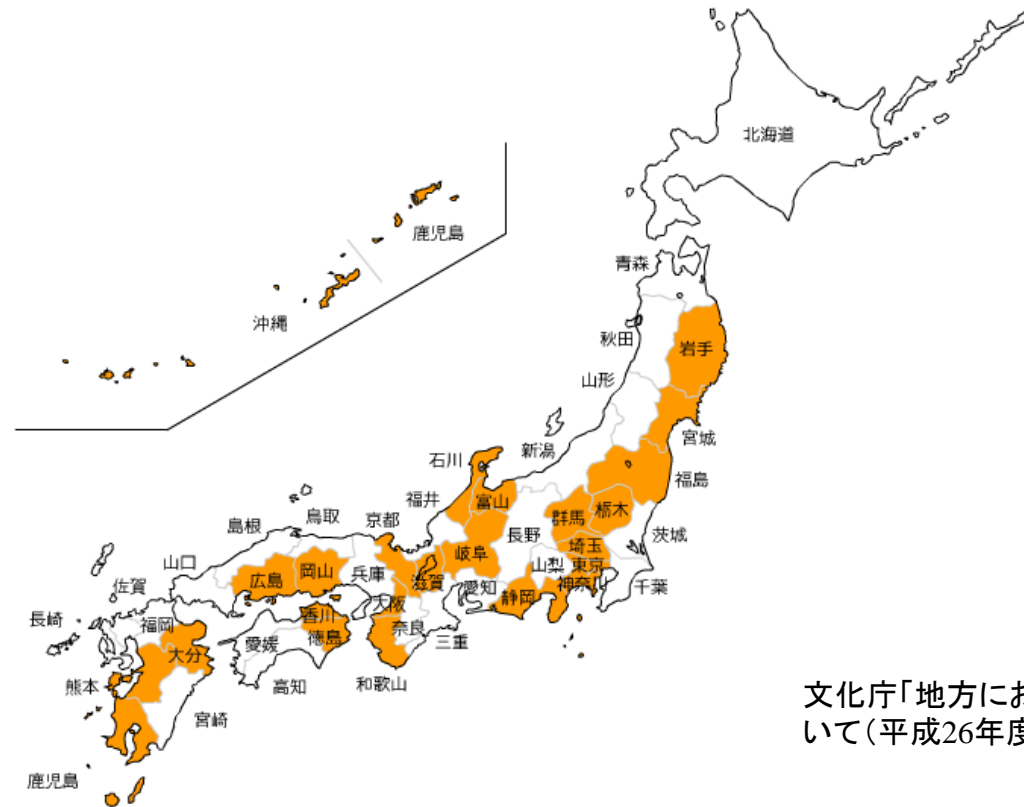
- 2001年制定された文化芸術振興基本法は、地方自治体に、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定した。
- 2003年の地方自治法改定による指定管理者制度の導入(有効に活用できない場合、民間への管理代行も可能)

文化振興条例策定都道府県



将来にわたって、文化振興を行うために条例を制定しているところも増えてきた。

条例及び計画、都道府県



文化庁「地方における文化行政の状況について(平成26年度)」のデータを元に作成。

条例を制定し、計画や指針を策定しているところは、文化振興に熱心だ(?)

なぜ計画(方針)が必要か。

- 計画を策定するという潮流が個別の分野に広がってきている。
- とくに2001年制定された文化芸術振興基本法は、地方自治体に、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定した。
- → 地域の課題を解決する(地域の課題を探り出す)

文化政策を取り巻く環境変化(4)

- 2012年 劇場・音楽堂等の活性化に関する法律の制定
 - すぐれた芸術の創造活動
 - 芸術・文化の価値の普及(教育普及活動)
 - 人材育成
 - グローバル対応
- 2020年 開催の東京オリンピックに関連して全国で開催される文化プログラム

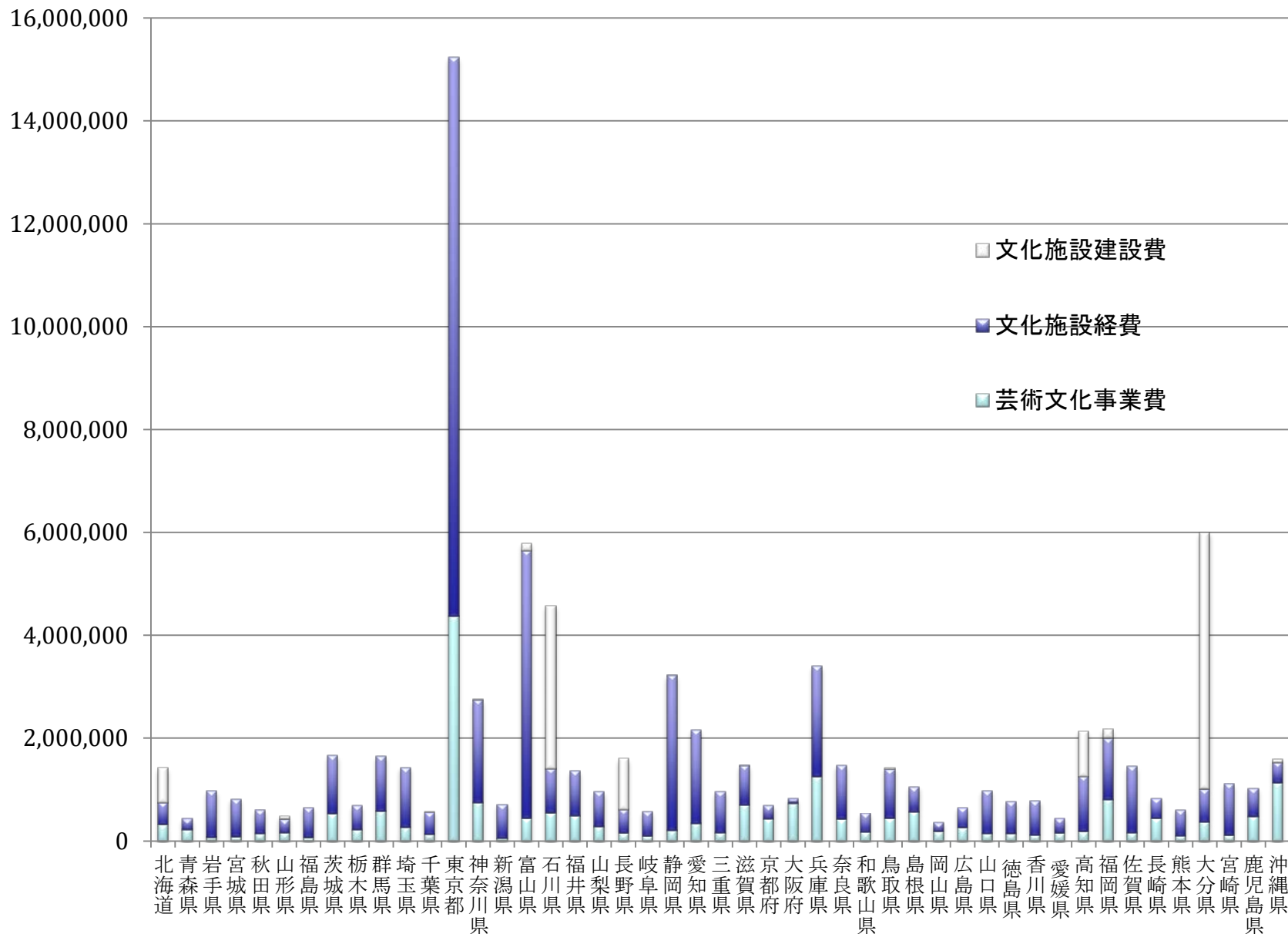
劇場法事業の展開

		H26	H27	H28
予算額		2,829百万円	2,829百万円	2,864百万円
応募状況	特別支援	16	17	20
	共同制作	3	6	3
	活動別	114	115	122
	ネットワーク	16	83	78
採択件数	特別支援	15	15	15
	共同制作	3	5	3
	活動別	91	97	99
	ネットワーク	56	55	65

文化庁『「劇場・音楽堂等活性化事業」採択について』（各年度）を元に作成。

単価:千円

文化庁「地方における文化行政の状況について(平成26年度)」のデータを元に作成。



特別支援事業採択都県



我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等
が行う実演芸術の創造発信や人材養成
事業等を行える施設 15施設

文化庁『「劇場・音楽堂等活性化事業」採択について』を元に作成。

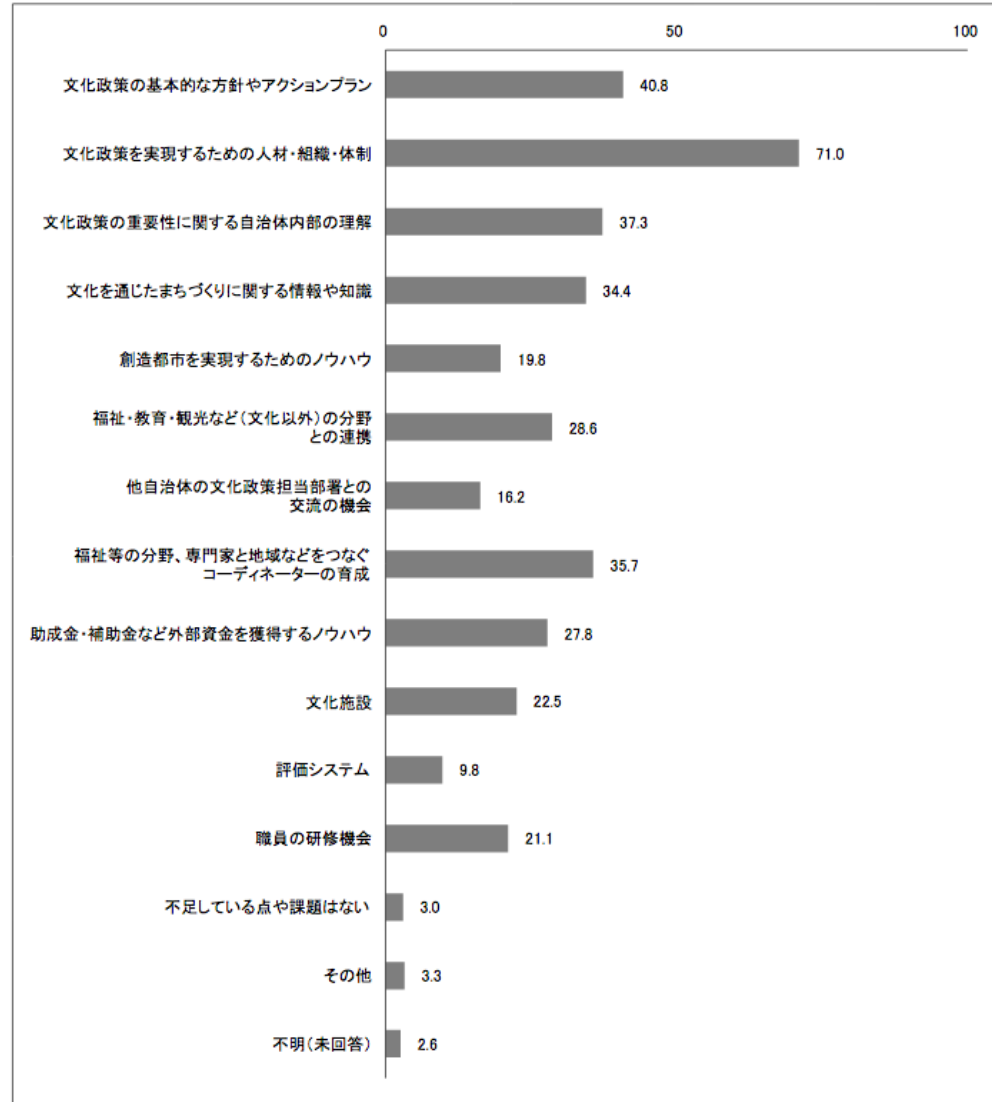
	全体	都道府県施設	政令市施設	市区町村施設	20万人以上	5 ～ 20万人未満	1 ～ 5万人未満	1万人未満
有効回答数	617	37	74	506	72	161	192	81
鑑賞事業（普及型を除く）	64.2	54.1	56.8	66.0	66.7	62.7	68.2	66.7
普及型の鑑賞事業	16.7	29.7	6.8	17.2	20.8	20.5	16.1	9.9
自主企画によるプロデュース公演事業	11.7	24.3	10.8	10.9	19.4	11.8	9.4	4.9
地域からの芸術文化発信が目的のプロデュース公演事業	1.8	2.7	0.0	2.0	4.2	1.2	1.0	3.7
地元アーティストを起用したプロデュース公演事業	12.5	24.3	9.5	12.1	26.4	13.0	9.9	2.5
市民参加によるプロデュース公演事業	17.0	16.2	20.3	16.6	15.3	14.9	20.3	12.3
ホール内で実施する体験型事業	16.2	43.2	25.7	12.8	19.4	18.6	8.9	4.9
芸術文化関連の講座・講演会	25.3	45.9	18.9	24.7	26.4	20.5	24.0	33.3
フェスティバル	27.9	37.8	28.4	27.1	38.9	26.1	25.0	23.5
市民第九演奏会	1.5	0.0	2.7	1.4	0.0	1.9	2.1	0.0
地元アーティストの育成・支援を目的とした事業	14.6	27.0	12.2	14.0	19.4	17.4	13.0	4.9
子どもを対象とした事業	41.8	64.9	47.3	39.3	40.3	36.6	42.2	37.0
高齢者を対象とした事業	12.3	24.3	14.9	11.1	12.5	11.8	9.9	11.1
バリアフリー型事業	2.3	0.0	6.8	1.8	2.8	1.9	2.1	0.0
在留外国人を対象とした事業	0.8	0.0	4.1	0.4	0.0	0.0	1.0	0.0
市民・子どもの文化クラブ	8.1	16.2	4.1	8.1	5.6	5.6	12.0	6.2
市民を対象とした舞台技術講座	1.0	2.7	1.4	0.8	1.4	1.2	-	1.2
アマチュア演奏家を対象としたクリニック	3.1	16.2	1.4	2.4	4.2	3.1	1.6	1.2
市民を対象としたアートマネージメント研修	0.6	5.4	1.4	0.2	0.0	0.0	0.5	0.0
地元アーティストを対象としたアウトリーチ研修	0.2	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
バックステージツアー	3.9	16.2	5.4	2.8	2.8	5.6	1.0	1.2
アウトリーチ	10.7	18.9	8.1	10.5	11.1	12.4	10.4	6.2
無料ロビーコンサート	12.2	18.9	12.2	11.7	16.7	12.4	9.9	9.9
ワンコインコンサート	5.3	5.4	10.8	4.5	5.6	7.5	2.6	2.5
邦楽義務教育化を踏まえた邦楽事業	1.9	2.7	4.1	1.6	1.4	1.9	1.6	1.2
ダンス義務教育化を踏まえたダンス事業	3.7	10.8	6.8	2.8	4.2	4.3	2.1	0.0
街中での文化イベント	2.8	2.7	2.7	2.8	6.9	3.1	0.5	3.7
上記に挙げる自主事業はどれも行っていない	2.3	2.7	2.7	2.2	0.0	3.7	2.6	0.0

一般財団法人地域創造「平成26年度地域の公立文化施設実態調査」報告書、p.45より。
<http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/026/index.php>

(7) 文化政策の課題

文化政策を推進する上での課題として最も高い回答率となっているのは「文化政策を実現するための人材・組織・体制」の71.0%で、次いで「文化政策の基本的な方針やアクションプラン」の40.8%、「文化政策の重要性に関する自治体内部の理解」の37.3%等と続く。

文化政策を推進するための課題（MA）（%） [N=1,623]



一般財団法人地域創造
「平成26年度地域の公立
文化施設実態調査」報告
書、p.93より。
(<http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/026/index.php>)

まとめ

- 地方自治体(都道府県47、市町村1718)によって、文化振興に関して温度差がある。
- 国は文化格差を解消するための、政策を提示してきているが、十分に活用されていない。(指定管理者制度・劇場法関連事業等)
- 積極的に文化振興を展開しようとするところと、そうでないところでは、格差が生じているといえる。

- 地方自治体は、文化会館は、イベントや娯楽を提供するところと思っている。
- 文化政策を企画立案し、実行していくための人材不足が深刻である。
- 地方自治体は、まずこのことを認識する必要がある。

グループワークテーマ

計画することと実施することの
違いについて、

なぜ計画通りに物事が進まないのか話し合いなさい。